

	企業グループ内の組織再編成	共同事業を行うための組織再編成	独立して事業を行うための分割・株式分配 (スピノフ)
適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 100%関係の法人間で行う組織再編成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%関係の継続 ○ 50%超関係の法人間で行う組織再編成 <ul style="list-style-type: none"> ① 50%超関係の継続 ② 主要な資産・負債の移転(合併・株式交換等・株式移転以外) ③ 移転事業従業者の概ね 80%が移転先業務に従事(株式交換等・株式移転の場合は完全子法人の従業者の継続従事) ④ 移転事業の継続(株式交換等・株式移転の場合は完全子法人の事業の継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の関連性があること ② (イ) 事業規模(売上、従業員、資本金等)が概ね5倍以内 又は (ロ) 特定役員への就任(株式交換・株式移転の場合は完全子法人の特定役員の継続) ③ 左の②～④ ④ 支配株主(分社型分割・現物出資の場合は分割法人・現物出資法人)による対価株式の継続保有 ⑤ 関係の継続(株式交換・株式移転のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の者による支配関係がないことの継続 ② 特定役員への就任(株式分配の場合は完全子法人の特定役員の継続) ③ 主要な資産・負債の移転(分割のみ) ④ 移転事業従業者の概ね 80%が移転先業務に従事(株式分配の場合は完全子法人の従業者の継続従事) ⑤ 移転事業の継続(株式分配の場合は完全子法人の事業の継続)